

東海市選挙管理委員会告示第18号

令和7年4月20日執行の東海市長選挙について、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第194条及び公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第127条の規定に基づき、選挙運動に関し支出することができる最高限度額は、公職の候補者1人につき次のとおりである。

令和7年4月13日

東海市選挙管理委員会委員長 稗 田 とし恵

最高限度額

東海市長選挙 10,553,000円

$(92,012 \text{ 人} \times 81 \text{ 円}) + 3,100,000 \text{ 円} = 10,552,972 \text{ 円}$